

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(神奈川県担当部会)**

**令和元年6月 26 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件**

**厚生年金保険関係 2件**

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1800055号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第1900015号

## 第1 結論

1 請求期間のうち、請求者のA社における平成21年1月1日から同年3月1日までの期間、同年5月1日から同年10月1日までの期間及び平成22年9月1日から平成23年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、平成21年1月は30万円から38万円、同年2月及び同年5月は34万円から38万円、同年6月及び同年7月は32万円から38万円、同年8月は30万円から38万円、同年9月は30万円から41万円、平成22年9月から平成23年5月までは36万円から38万円とする。

平成21年1月、同年2月、同年5月から同年9月までの期間及び平成22年9月から平成23年5月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年1月、同年2月及び同年5月から同年9月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

事業主が請求者に係る平成22年9月から平成23年5月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求期間のうち、請求者のA社における平成20年4月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成20年4月から同年8月までの標準報酬月額を16万円から36万円とする。

平成20年4月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和58年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間：平成20年4月1日から平成23年6月1日まで

厚生年金保険の記録によると、A社における請求期間の標準報酬月額が、所持している給与支払明細書の支給額又は厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、平成21年1月、同年2月及び同年5月から同年8月までの期間の標準報酬月額は38万円に、同年9月の標準報酬月額は41万円に、平成22年9月から平成23年5月までの期間の標準報酬月額は38万円にそれぞれ訂正されているが、当該訂正後の標準報酬月額は、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。

さらに、平成21年9月から平成23年5月までの標準報酬月額については、A社に対し、未払の残業代の支払を求める訴訟を提起した結果、裁判所の判決に基づき同社から支払われた未払の残業代（8万390円）が、当該期間の標準報酬月額に含まれていない。

給与支払明細書（写）等を提出するので、調査の上、請求期間に係る標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成21年1月1日から同年3月1日までの期間及び同年5月1日から同年10月1日までの期間について、請求者から提出された給与支払明細書（写）により、請求者は、オンライン記録における標準報酬月額を超える標準報酬月額に相当する報酬月額の支払を受け、オンライン記録における標準報酬月額より高額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の標準報酬月額の決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成21年1月、同年2月及び同年5月から同年9月までの期間の標準報酬月額については、上記給与支払明細書（写）により確認できる当該期間に係る本来の報酬月額から、同年1月、同年2月及び同年5月から同年8月までの期間は38万円、同年9月は41万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年1月、同年2月及び同年5月から同年9月までの期間について、請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、年金事務所から提出された請求者のA社に係る平成20年及び平成21年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（写）により確認できる報酬月額は、上記給与支払明細書（写）で確認できる報酬月額と一致していない上、当該給与支払明細書（写）により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないこ

とから、事業主は、上記給与支払明細書（写）により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に相当する報酬月額に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成21年1月、同年2月及び同年5月から同年9月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間のうち、平成22年9月1日から平成23年6月1日までの期間について、上記給与支払明細書（写）、残業代等支払請求事件に係る判決文（写）及び請求者の訴訟代理人弁護士から提出された預金通帳（写）により、請求者は、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる月において、オンライン記録における標準報酬月額（36万円）を超える標準報酬月額（38万円）に相当する報酬月額の支払を受け、当該期間において当該標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年9月から平成23年5月までの期間について、請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を年金事務所に対し提出したか否か、また、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間のうち、平成20年4月1日から同年9月1日までの期間について、請求者から提出された給与支払明細書（写）によると、請求者は、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる月において、標準報酬月額36万円に相当する報酬月額の支払を受けていたことは確認できるものの、オンライン記録における標準報酬月額と同額の標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できることから、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金特例法による記録訂正是認められない。

一方、請求者は、当該期間において、上述のとおり、標準報酬月額36万円に相当する報酬月額の支払を受けていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成20年9月1日から平成21年1月1日までの期間、同年3月1日から同年5月1日までの期間及び同年10月1日から平成22年9月1日までの期間について、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる

厚生年金保険料額又は請求者の本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、上記認定額がオンライン記録を上回る場合である。

したがって、請求者から提出された給与支払明細書（写）により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（平成 20 年 9 月から同年 12 月までの期間、平成 21 年 3 月及び同年 4 月は 41 万円、同年 10 月から平成 22 年 8 月までの期間は 44 万円）又は、当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額（平成 20 年 9 月から同年 12 月までの期間、平成 21 年 3 月及び同年 4 月は 38 万円、同年 10 月から平成 22 年 8 月までの期間は 41 万円）のうち、いずれか低い方の額（平成 20 年 9 月から同年 12 月までの期間、平成 21 年 3 月及び同年 4 月は 38 万円、同年 10 月から平成 22 年 8 月までの期間は 41 万円）は、オンライン記録における標準報酬月額（平成 20 年 9 月から同年 12 月までの期間は 38 万円、平成 21 年 3 月、同年 4 月及び同年 10 月から平成 22 年 8 月までの期間は 41 万円）を、それぞれ上回らないことから、当該期間に係る標準報酬月額の訂正是認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1900004号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第1900014号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成3年1月31日から平成6年9月21日に訂正し、標準報酬月額については、平成3年1月から同年9月までは44万円、同年10月から平成4年9月までは41万円、同年10月から平成5年9月までは44万円、同年10月から平成6年3月までは53万円、同年4月から同年8月までは47万円とすることが必要である。

平成3年1月31日から平成6年9月21日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和10年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年1月31日から平成6年9月21日まで

厚生年金保険の記録では、A社における資格喪失日が平成3年1月31日となっているが、私は、同社に平成6年9月20日まで在籍していたので、資格喪失日は同年9月21日になるはずである。

給与明細書は手元に残っていないが、厚生年金保険料が控除されていた上、請求期間も妻を健康保険の扶養に入れていたので、調査の上、平成6年9月21日を資格喪失日として厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元従業員の回答により、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できるところ、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年9月21日より後の同年10月4日付けで、請求者の平成3年10月から平成6年4月までの標準報酬月額の定時決定及び随時改定を取り消し、平成3年1月31日に遡って厚生年金保険被保険者資格の喪失処理を行っていることが確認できる。

また、請求者と同様に、元事業主及び元取締役であったその妻についても、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年9月21日より後の同年10月4日付けで、平成3年10月から平成5年10月までの標準報酬月額の定時決定を取り消し、平成3年1月31日に遡って

厚生年金保険被保険者資格の喪失処理を行っていることが確認できる。

さらに、複数の元従業員は、平成6年当時のA社は倒産状態であった旨回答している上、元事業主及び元取締役であったその妻は、自身の厚生年金保険料の納付分を社員の未払分の厚生年金保険料に補填することに同意した旨回答していることから、上記遡及喪失処理が行われた当時、同社が厚生年金保険料を滞納していたことがうかがえる。

加えて、A社の商業登記簿謄本によれば、請求者は請求期間中の平成5年11月27日に取締役に就任し、同社が平成7年11月30日に解散するまで取締役であったことが確認できるところ、複数の元従業員は、請求者は建設土木工事の現場の仕事をしていた旨回答しており、元取締役であった元事業主の妻は、請求期間当時の社会保険の届出について、権限を有する立場だった者は自分であり、請求者は関与していなかった旨回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成3年1月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である平成6年9月21日とする必要がある。

また、平成3年1月から平成6年8月までの標準報酬月額については、上記喪失処理前の厚生年金保険の記録から、平成3年1月から同年9月までは44万円、同年10月から平成4年9月までは41万円、同年10月から平成5年9月までは44万円、同年10月から平成6年3月までは53万円、同年4月から同年8月までは47万円とする必要である。